その他告示

○法務省告示第百四十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月十五日

法務大臣　平口　洋

札幌法務局所属　瀬川　卓男
同　羽澤　勝夫
同　播谷　秀樹
同　佐藤　隆
同　葛西　敬一
同　阿部　俊彦
同　村野　裕二
同　岡田　博之
同　加川　義徳
同　野口　幹夫
同　有紀　藏重
同　坂本　寛
同　森田　祐一
同　冨澤　清治
同　千葉　和信
同　小田切　学
同　本田　法夫
同　髙橋　誠
同　小笠原　修
同　政岡　克俊
同　穴澤　太市
同　河合　文江
同　渡辺　人志
同　西尾　正
同　濱野　昌弘
同　横田　英剛
同　竹中　章
同　保田　英志
同　大西　聡
同　福田　直俊
同　川本　浩二
同　戸塚　一夫
同　玉井　秀範
同　高丸　雅幸
同　夏見　聡
同　松﨑　元彦

函館地方法務局所属　令和八年三月　令和八年四月二日　令和八年五月十二日　令和九年二月二十六日
旭川地方法務局所属　令和八年四月　令和八年四月二日十一日　令和八年五月二日十五日　令和九年二月二十六日
釧路地方法務局所属　令和八年五月　令和八年五月二日十五日　令和八年六月十二日七日　令和九年二月二十六日
高松法務局所属　令和八年六月　令和八年六月二日十四日　令和八年七月十三日六日　令和九年二月二十六日
穴澤　太市　令和八年七月二日十三日　令和八年七月二十七日　令和八年八月十二日　令和九年二月二十六日
河合　文江　令和八年八月二日十五日　令和八年八月二十七日　令和八年九月十一日　令和九年二月二十六日
渡辺　人志　令和八年八月二十日十四日　令和八年九月二十八日　令和八年十月十三日　令和九年二月二十六日
西尾　正　令和八年九月二十日十三日　令和八年十月二十七日　令和八年十一月十二日　令和九年二月二十六日
濱野　昌弘　令和八年十月二十日二十五日　令和八年十一月二十七日　令和八年十二月十一日　令和九年二月二十六日
横田　英剛　令和八年十一月二十日十八日　令和八年十二月二十二日　令和九年一月十二日　令和九年二月二十六日
竹中　章　令和八年十二月　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
保田　英志　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
大西　聡　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
福田　直俊　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
川本　浩二　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
戸塚　一夫　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
玉井　秀範　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
高丸　雅幸　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
夏見　聡　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日
松﨑　元彦　令和八年十二月二十日十五日　令和九年一月二十七日　令和九年二月十二日　令和九年二月二十六日

○厚生労働省告示第三百十一号

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）第十八条第一項の規定に基づき、令和八年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限を次のように定める。

令和七年十二月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限

令和八年における毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）第十八条第一項の厚生労働大臣が定める期限は、次の表の第一欄に掲げる月の月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。以下同じ。）について行う全国調査（同令第二条の全国調査をいう。以下同じ。）の調査票ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる日までに都道府県知事が審査した調査票については、同表の第三欄に掲げる日とし、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の翌日以後に都道府県知事が審査した調査票にあっては、同表の第四欄に掲げる日とする。ただし、都道府県知事が、同表の第一欄に掲げる月の月末現在について行う全国調査の調査票（同令第十七条第一項又は第二項の規定により提出された調査票に限る。）について、それぞれ審査した調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、同表の第三欄又は第四欄に掲げる日までに同令第十七条の二第一項の電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣に送付した場合には、当該調査票に係る当該期限は、第五欄に掲げる日とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
令和八年一月	令和八年二月二十五日	令和八年三月二十七日	令和八年三月二十六日	令和九年二月二十六日
令和八年二月	令和八年三月二十五日	令和八年四月二十七日	令和八年四月二十六日	令和九年三月二十六日
令和八年三月	令和八年四月二十五日	令和八年五月二十七日	令和八年五月二十六日	令和九年四月二十六日
令和八年四月	令和八年五月二十五日	令和八年六月二十七日	令和八年六月二十六日	令和九年五月二十六日
令和八年五月	令和八年六月二十五日	令和八年七月二十七日	令和八年七月二十六日	令和九年六月二十六日
令和八年六月	令和八年七月二十五日	令和八年八月二十七日	令和八年八月二十六日	令和九年七月二十六日
令和八年七月	令和八年八月二十五日	令和八年九月二十七日	令和八年九月二十六日	令和九年八月二十六日
令和八年八月	令和八年九月二十五日	令和八年十月二十七日	令和八年十月二十六日	令和九年九月二十六日
令和八年九月	令和八年十月二十五日	令和八年十一月二十七日	令和八年十一月二十六日	令和九年十月二十六日
令和八年十月	令和八年十一月二十五日	令和八年十二月二十七日	令和八年十二月二十六日	令和九年十一月二十六日
令和八年十一月	令和八年十二月十八日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十六日	令和九年十二月二十六日
令和八年十二月	令和九年一月二十五日	令和九年二月二十七日	令和九年二月二十六日	令和十年一月二十六日

○農林水産省告示第千八百九十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年九月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十五日

農林水産大臣　鉾木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年９月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第66612号	化成肥料	タバコ用ほう素マンガン苦土入りPK複合肥料特101号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81851号	化成肥料	GEほう素有機入り複合888	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第81854号	液状肥料	ウォーターファーム５号L	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81857号	汚泥肥料	鳥海リッチソイル	由利本荘市企業局	秋田県由利本荘市表尾崎町５番地
生第81858号	汚泥肥料	ケンショク	株式会社群馬県食肉卸売市場	群馬県佐波郡玉村町大字上福島1189番地
生第81862号	汚泥肥料	TDI	十和田土壌改良株式会社	青森県十和田市大字相坂字高見97番地
生第81864号	汚泥肥料	みゆき２	有限会社コエル	長野県飯山市大字吉97番地